○三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・二二	冷凍したもの
○三〇七・二九	その他のもの
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・三二	冷凍したもの
○三〇七・三九	その他のもの
	いか
○三〇七・四二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・四三	冷凍したもの
○三〇七・四九	その他のもの
	たこ（オクトプス属のもの）
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・五二	冷凍したもの
○三〇七・五九	その他のもの
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）
	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）
○三〇七・七一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・七二	冷凍したもの
○三〇七・七九	その他のもの
	あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）
○三〇七・八一	あわび（ハリオティス属のもの。生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○三〇七・八二	そでぼら（ストロムブス属のもの。生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○三〇七・八三	あわび（ハリオティス属のもの。冷凍したものに限る。）
○三〇七・八四	そでぼら（ストロムブス属のもの。冷凍したものに限る。）
○三〇七・八七	その他のあわび（ハリオティス属のもの）
○三〇七・八八	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）
○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・九二	冷凍したもの
○三〇七・九九	その他のもの

附属書第〇三・〇八項中「

○三〇八・一九	その他のもの

」を「

○三〇八・一二	冷凍したもの
○三〇八・一九	その他のもの

」に、「エキキヌス・エスクレントゥス」を「エキヌス・エスクレントゥス」に改め、同附属書第〇三〇八・二一号の次に次のように加える。

○三〇八・二二	冷凍したもの

附属書第四類の注4中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによってミルクから得た物品（第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照）

附属書第五類の注4に後段として次のように加える。

第〇五・一一項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。

附属書第〇八・〇五項中「

○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

」を「

○八〇五・二一	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
○八〇五・二二	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみ
○八〇五・二九	クレメンタイン
	その他のもの

」に改める。

附属書第一二・一一項を次のように改める。

一二・一一	
一二一一・二〇	おたねにんじん
一二一一・三〇	コカ葉
一二一一・四〇	けしがら
一二一一・五〇	麻黄
一二一一・九〇	その他のもの

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

附属書第一三〇二・一三号の次に次のように加える。

一三〇二・一四	麻黄のもの

附属書第一六類の号注1中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。

附属書第一六〇四・一七号の次に次のように加える。

一六〇四・一八	ふかひれ

附属書第一九〇一・一〇号中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。

附属書第二〇類の号注1及び2中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。

附属書第二一類の注3中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。